

船舶事故調査報告書

平成22年12月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成22年8月14日（土） 21時34分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 巖島北東方沖 <small>ほつかいち いづくしま</small> 安芸絵ノ島灯台から真方位323° 1.7海里（M）付近 <small>あきえのしま</small> （概位 北緯34° 18.8′ 東経132° 20.5′）
事故調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ニューおおしま ^{えいと} 8、16トン 281-26041 愛媛、今治大島フェリーポート株式会社 15.55m×3.98m×1.79m、FRP ディーゼル機関2基、470kW（合計）、平成1年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月9日 免許証交付日 平成21年2月27日 （平成26年4月22日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底塗料の剥離、かき筏のワイヤー損傷
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、廿日市市巖島の巖島神社大島居沖で行われた宮島水中花火大会の見物客を乗せるため、船首約0.5m、船尾約1.0mの喫水で、平成22年8月14日21時20分ごろ、巖島北東部の宮島町包ヶ浦の棧橋から同市巖島港内の棧橋に向かった。</p> <p>船長は、右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵を行い、甲板員を左舷側で見張りに当たらせ、航海灯を表示し、GPSプロッターに、14日午後巖島港内の棧橋から包ヶ浦の棧橋に向けて航行したときの航跡を表示させ、同航跡から離れないように操船した。</p> <p>船長は、包ヶ浦沖1,000m付近まで設置されたかき筏の南東側を北東進したのち左転し、21時33分ごろ、安芸絵ノ島灯台から326°（真方位、以下同じ。）1.4M付近で、針路約320°に定め、対地速力約11.0ノット（kn）で航行した。</p> <p>船長は、左舷前方に‘巖島北東方沖に設置されたかき筏’（以下「本件かき筏」という。）が存在していたが、同筏の標識灯が陸上灯火に紛れて視認できず、また、月明かりがなく本件かき筏が視認できなかったため、同かき筏の沖を約150m隔てて通過することができるように、GPSプロッ</p>

	<p>ターに表示された航跡を確認しながら航行した。</p> <p>船長は、船首方約800mに行会い船1隻と右舷船首方に3～4隻の行会い船の灯火をそれぞれ視認し、右転すれば右舷船首方の行会い船に接近することになるので、緩やかに左転して行会い船を避けることにした。</p> <p>船長は、少しぐらい左転しても、本件かき筏までは距離があると思い、行会い船の動静に注意しながら左転を始めたものの、GPSプロッターに表示された本件かき筏の設置区域との距離を確認せずに左転を続け、船首方にいた行会い船と右舷を対して通過した。</p> <p>本船は、行会い船が通過した直後の21時34分ごろ、本件かき筏と衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 なし、視界 良好、月齢 3.9日</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 約0.4knの北流</p>	
その他の事項	<p>船長は、平成22年3月から本船の船長として乗船し、月に10回程度運航していたが、厳島付近を航行することはなかった。</p> <p>船長は、厳島付近を夜間に航行するのは、2年前の花火大会で見物客を送迎して以来のことであり、事故当日は、広島県呉港から花火大会の見物客37人を乗せ、15時20分ごろ厳島港の棧橋で下船させたのち、包ヶ浦の棧橋に移動して待機した。船長は、このときの本件かき筏の沖を約150m隔てて航行した航跡をGPSプロッターに表示させていた。また、本船のGPSプロッターには、本件かき筏の設置区域が表示されていた。</p> <p>本件かき筏の設置区域には、光達距離4km以上で毎3秒又は毎4秒に1閃光する標識灯が2か所に、光達距離2km以上で毎3秒又は毎4秒に1閃光する標識灯が1か所に設置されており、船長は、事故後、標識灯が点灯していることを確認した。</p> <p>船長は、船首方の行会い船を避けるときには、針路を右に転じなければならないことを知っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、厳島北東岸沖を北西進中、船長が、船首方に行会い船1隻と右舷船首方に3～4隻の行会い船の灯火をそれぞれ視認し、右転すれば右舷船首方の行会い船に接近することになるので、左転して行会い船を避けようとした際、少しぐらい左転しても、本件かき筏までは距離があると思込み、GPSプロッターに表示された本件かき筏の設置区域との距離を確認していなかったことから、左転しながら本件かき筏に向けて航行し、同かき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件かき筏の周囲に設置されていた標識灯の灯火が厳島の陸上灯火に紛れていたことから、同灯火に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、夜間、本船が、巖島北東岸沖を北西進中、船長が、船首方に行会い船 1 隻と右舷船首方に 3 ～ 4 隻の行会い船の灯火をそれぞれ視認し、左転して行会い船を避けようとした際、少しぐらい左転しても、本件かき筏までは距離があると思込み、GPSプロッターにより本件かき筏の設置区域との距離を確認していなかったため、左転しながら本件かき筏に向けて航行し、同かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
----	--